

小型無人機等の飛行について通報された方へ

遵 守 事 項 等

- 事前通報した内容に沿った小型無人機等の飛行を行って下さい。
- 事前通報の内容に変更が生じた場合には、別途新たな事前通報を行って下さい。
- 法の規定を遵守して下さい。
- 操縦者は飛行を行う間、警察署において交付された通報書の写し（オンライン通報の場合は受付番号がわかるもの）を携帯して下さい。
- 対象施設に対する危険の未然防止のため、警察官、施設管理者等の指示に従って下さい。
- 飛行の開始及び終了の際には、通報書を提出した警察署に連絡して下さい。
- 飛行を行おうとする対象施設によっては、国土交通省令又は防衛省令で定めるところにより、対象施設の管理者等に対する当該飛行に係る通報が義務付けられている場合があります。

なお、海域（離島を含む）を含む対象施設周辺地域で飛行を行おうとする場合には、飛行に係る区域に海域を含まなくとも、管区海上保安本部長への事前通報が必要であり、また、対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会が複数に及ぶ場合には、飛行に係る区域が一の県にとどまるときであっても、当該対象施設周辺地域を管轄する全ての都道府県公安委員会に対して事前通報が必要です。